泉大津市議会令和2年第2回定例会会議事項

(令和2年6月17日)

会 議 事 項

種別	番号	事件名	ページ
報告	1 3	専決処分報告の件(泉大津市国民健康保険料条例の一部改 正の件)	3
同	1 4	専決処分報告の件(令和2年度泉大津市国民健康保険事業 特別会計補正予算の件)	1 1
同	1 5	令和元年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費 の繰越しの件	3 3
同	1 6	令和元年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越明許費 に係る経費の繰越しの件	3 7
同	1 7	令和2年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	4 1
議案	3 0	泉大津市市税条例の一部改正の件	4 3
同	3 1	泉大津市介護保険条例の一部改正の件	4 9
同	3 2	泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約締 結の件	5 5
同	3 3	動産買入れの件	6 3
同	3 4	動産買入れの件	6 9
同	3 5	本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件	7 3
同	3 6	町区域の一部変更の件	7 7
同	3 7	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに 伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	8 1
同	3 8	令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件	8 7
同	3 9	令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 1 3

報告第13号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	1 1
專決年月日	令和2年5月22日
事 件 名	泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

専決第11号

泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年5月22日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

泉大津市条例第13号

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例

泉大津市国民健康保険料条例(昭和51年泉大津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例)

12 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する第13条第1項第1号の規定による保険料の減額又は免除については、同条第2項中「納期限までに規則の定めるところによって」とあるのは、「規則の定めるところによって」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の附則第12項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに適用する。

(参 考)

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 要綱

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附 則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感 染症」という。)に起因して収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免 を行うため、所要の改正を行ったものであること。

1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料を遡って減免するため、必要な規定を設けたものであること。(附則第12項関係)

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例は、令和2年5月22日から施行したものであること。(改正条例附 則第1項)

(2) 適用区分

1は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに適用するものであること。(改正条例附則第2項)

泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表

改正後		改	正	前
附則	附	則		
1~11 (略)	1~11	(略)		
(新型コロナウイルス感染症に起因す				
る保険料の減免の特例)				
12 新型インフルエンザ等対策特別				
措置法(平成24年法律第31号)				
附則第1条の2に規定する新型コロ				
ナウイルス感染症に起因する第13				
条第1項第1号の規定による保険料				
の減額又は免除については、同条第				
2項中「納期限までに規則の定める				
ところによって」とあるのは、「規				
則の定めるところによって」とす				
<u>る。</u>				

報告第14号

専決処分報告の件

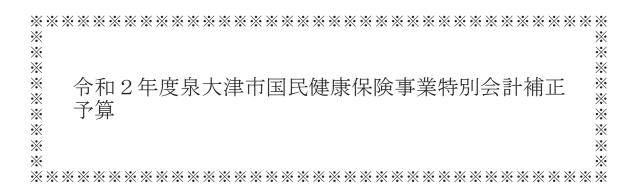
次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	1 2
専決年月日	令和2年5月22日
事 件 名	令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予 算の件(補正第2号)



(補正第2号)

専決第12号

令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,118千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,908,513千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月22日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

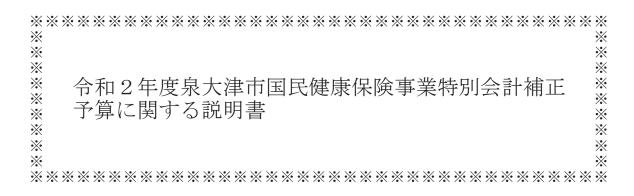
第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	+=
1 国民健康保険料		1, 451, 489	△10, 590	1, 440, 899
	1 国民健康保険料	1, 451, 489	△10, 590	1, 440, 899
3 国庫支出金		1, 485	6, 354	7, 839
	1 国庫補助金	1, 485	6, 354	7, 839
4 府支出金		5, 606, 576	6, 354	5, 612, 930
	1 府補助金	5, 606, 576	6, 354	5, 612, 930
歳入	合 計	7, 906, 395	2, 118	7, 908, 513

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2, 140, 563	0	2, 140, 563
	1 医療給付費分	1, 543, 881	0	1, 543, 881
	2 後期高齢者支援金等分	428, 734	0	428, 734
	3 介護納付金分	167, 948	0	167, 948
7 諸支出金		3, 852	2, 118	5, 970
	2 償還金及び還付加算金	3, 261	2, 118	5, 379
歳出	合 計	7, 906, 395	2, 118	7, 908, 513



(補正第2号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

歳入

款	補 正 前 の 額
1 国民健康保険料	1, 451, 489
3 国庫支出金	1, 485
4 府支出金	5, 606, 576
歳 入 合 計	7, 906, 395

事 項 別 明 細 書

補 正 額	計
△10, 590	1, 440, 899
6, 354	7, 839
6, 354	5, 612, 930
2, 118	7, 908, 513

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 国民健康保険事業費納付金	2, 140, 563	0
7 諸支出金	3, 852	2, 118
歳 出 合 計	7, 906, 395	2, 118

(単位:千円)

	補	正 額 の	財源	内 訳
計	特	定財	源	一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
2, 140, 563	10, 590		△10, 590	
5, 970	2, 118			
7, 908, 513	12, 708		△10, 590	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
1, 451, 489	△10, 590	1, 440, 899

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

Ħ	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	1, 451, 321	△10,590	1, 440, 731
計	1, 451, 489	△10, 590	1, 440, 899

補正前	補 正 額	計
千円	千円	千円 7 920
1, 485	6, 354	7, 839

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	 補正前の額	補正額	計
2 災害等臨時特例補助金	0	6, 354	6, 354
₹	1, 485	6, 354	7, 839

節		±× пп
区 分	金 額	· 説 明
1 医療給付費分現年 分	△7, 413	医療給付費分現年分
2 後期高齢者支援金 分現年分	△2, 276	後期高齢者支援金分現年分
3 介護納付金分現年分	△901	介護納付金分現年分

節		
区 分	金 額	- - - 期
1 災害等臨時特例補助金	6, 354	災害等臨時特例補助金

補正前	補 正 額	計
千円	千円	千円
5, 606, 576	6, 354	5, 612, 930

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	5, 597, 080	6, 354	5, 603, 434
∄ †	5, 606, 576	6, 354	5, 612, 930

節			±X □H
区 分	金	額	説明
2 保険給付費等交付 金 (特別交付金)		6, 354	特別調整交付金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
2, 140, 563	0	2, 140, 563

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補	正	額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財源内源	訳 一般財源
1 一般被保険 者医療給付 費分	1, 543, 872			0	1, 543, 872	7, 413		△7,413	
} 	1, 543, 881			0	1, 543, 881	7, 413		△7, 413	

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補	正	額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財源内 源 その他	訳 一般財源
1 一般被保険 者後期高齢 者支援金等 分	428, 497			0	428, 497	2, 276		△2, 276	
1 fs	428, 734			0	428, 734	2, 276		△2, 276	

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補	正	額	<u></u>	本 特	年度の 定財	財源内源	訳
Н	THI LLI V V PR	נחו	ш.	1114	FI.	国府支出金	地方債	その他	一般財源
1 介護納付金分	167, 948			0	167, 948	901		△901	
計	167, 948			0	167, 948	901		△901	

負	节	説	明
区分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費納付金 0	

	ŕ	説明
区分	金 額	事業別区分内訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0

	節	ົ່ງ		説明
区	分	金	額	事業別区分 内 訳
				1 国民健康保険事業納 付金 0

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
3, 852	2, 118	5, 970

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財 源 内 源 その他	訳 一般財源
1 一般被保険 者保険料還 付金	3,000	2, 118	5, 118	2, 118			
計	3, 261	2, 118	5, 379	2, 118			

節	i		説明	(十座・111)
区分	金額	事業別区分	內 款	
22 償還金、利 子及び割引 料	2, 118	1 一般被保険者保険料 還付事業	22 償還金、利子及び割引料 2,118 一般被保険者保険料過誤納付還付金	2, 118

報告第15号

令和元年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

令和元年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、市議会に報告する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和元年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

- 般財源	Æ	1,000	4,000	1,056,000	5,217,000	442,000
誤 ろ の を	臣					
海内、特定財源金田、方	E			7,400,000	13,600,000	47,500,000
の財未収入所支出	臣					
左 国庫支出金	月 2,085,000	18,000	71,000		7,231,000	47,940,000
既 収 入特 定 財 瀬	臣					
翌年度繰越額	日 2,085,000	19,000	75,000	8,456,000	26,048,000	95,882,000
金額	日 2,085,000	19,000	75,000	38,800,000	34,000,000	95,882,000
₩ %	民間認定こども園等運営補助事業	保育所運営事業	認定こども園運営事業	泉大津駅西地区周辺整備事業	公園施設整備事業	情報環境整備事業(教育政策課)
所	2児童福祉費	2 児童福祉費	2 児童福祉費	4都市計画費	4都市計画費	1 教 育 総 務 費
裖	3 民 生	3 民 生	3 民 生	7 土 木 費	7 土 木 費	9 教 市

	1/	_		
	一般財源	円 20,430,000	10,215,000	78,000
	每	田		
訊	6			
iluiz	原金	E		
Æ	未収入特定財源 3支出金 地方 6	ш.		
漁	五五			
+	A	E		
田	N H			
6	来			
	領	E 000	00	00
村	未収入株 庫支出金 株	日40,770,000	20,385,000	50,500,000
	単	40,77	20,38	50,50
	H			
	人源	E		
	坂戸財			
1444		0000 H	000	000
4 H 7	翌 平及標 越 領	H 61,200,000	30,600,000	50,578,000
H H	H. H	61,	30°	50,
IA IA	1	0		0
Æ		日,200,000	30,600,000	50,578,000
	(H)	1,20	0,60	0,578
	× 1	9	3	2
		無	業	業
		ተ	曲	#
л.	石	票	삁	
	\ \	翻	翻	翻
*	*	*	\$	
1	nftr	教	鞍	自
#	#	校	校	#10
		孙	孙	M
		\(\lambda \)	#	兼
		曹	曹	1
		校	校	赘
F	平	狆	狆	4K4
		<		拉
		Z	子 全	<u>ال</u>
		# <u></u>	#EX	====
耧		柵	仁	橅
		数	奏	
		6	6	6

報告第16号

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越 明許費に係る経費の繰越しの件

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、市議会に報告する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和元年度泉大律市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

		,	田田	00	00
	型(4日 心)	夏	<u></u>	30,000	52,000
訳	亰	その他	田		
源内	步 定 財 源	地方債	田	15,900,000	94,900,000
左の財	未収入特	府支出金	田		
7		国庫支出金	田	8,390,000	92,500,000
	既収入	特定財源	E		
	翌年度繰越額 既 収 入		田	24,320,000	187,452,000
	金額		田	24,320,000	187,452,000
	事業名			管渠事業	ポンプ場更新事業
	鬥			1 事 水業 過數	1 下事 不業 過
	禁			2 事業費	2 事業費

報告第17号

令和2年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

令和2年度泉大津市土地開発公社の経営状況(別冊)を地方自治法(昭和22年 法律第67号)第243条の3第2項の規定により、市議会に報告する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第30号

泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の公布に伴い、新型 コロナウイルス感染症対策における税制上の措置について所要の改正を行うもので ある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市市税条例の一部を改正する条例(案)

泉大津市市税条例(昭和39年泉大津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第10条第14項中「同意導入促進基本計画をいう」の次に「。第17項に おいて同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零)とする。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第21条 第2条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法 第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市市税条例の一部を改正する条例(案)要綱

本条例(案)は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置について所要の改正を行うものであること。

1 改正の内容

(1) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、地方税法(昭和25年法律第226号)において、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象資産に一定の事業用家屋及び構築物が追加され、当該家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準は、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするとの規定が設けられたことに伴い、当該市町村の条例で定める割合を本市において、ゼロと定めるものであること。(附則第10条第17項関係)

(2) 徴収の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税法において、地方税を無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられたことに伴い、当該徴収猶予の特例に係る手続について規定するものであること。(附則第21条関係)

2 施行期日

この条例(案)は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 案 現 行 附則 附則 (法附則第15条第2項第1号等の条 (法附則第15条第2項第1号等の条 例で定める割合) 例で定める割合) 第10条 (略) 第10条 (略) $2 \sim 13$ (略) $2 \sim 13$ (略) 14 法附則第15条第41項に規定 14 法附則第15条第41項に規定 する市町村の条例で定める割合は零 する市町村の条例で定める割合は零 (生産性の向上に重点的に取り組む (生産性の向上に重点的に取り組む べき業種として同意導入促進基本計 べき業種として同意導入促進基本計 画(生產性向上特別措置法(平成3 画(生產性向上特別措置法(平成3 0年法律第25号)第38条第2項 0年法律第25号)第38条第2項 に規定する同意導入促進基本計画を に規定する同意導入促進基本計画を いう。第17項において同じ。)に定 いう。) に定める業種に属する事業の める業種に属する事業の用に供する 用に供する法附則第15条第41項 に規定する機械装置等にあっては、 法附則第15条第41項に規定する 機械装置等にあっては、零)とす 零)とする。 る。 15及び16 (略) 15及び16 (略) 17 法附則第62条に規定する市町 村の条例で定める割合は零(生産性 向上に重点的に取り組むべき業種と して同意導入促進基本計画に定める 業種に属する事業の用に供する同条 に規定する家屋及び構築物にあって

は、零)とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る

改正案	現 行
徴収猶予の特例に係る手続)	
第21条 第2条の3第7項の規定	
は、法附則第59条第3項において	
準用する法第15条の2第8項に規	
定する条例で定める期間について準	
<u>用する。</u>	

議案第31号

泉大津市介護保険条例の一部改正の件

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)の公布に伴い、低所得者の第1号保険料軽減強化を図るため、その保険料軽減の対象者及び保険料率について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例(案)

泉大津市介護保険条例(平成12年泉大津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,650円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,650円」を「20,520円」に、「39,330円」を「30,780円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,650円」を「20,520円」に、「49,590円」を「47,880円」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 (適用区分)
- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料率について適用し、令和元年 度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例(案) 要綱

本条例(案)は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する 政令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者の第1号保険料軽減強化を図る ため、その保険料軽減の対象者及び保険料率について定めるものであること。

1 保険料軽減の対象者及び保険料率

令和2年度の第1号保険料軽減の対象者及び保険料率を、所得の段階別に次の とおり定めるものであること。(第4条関係)

印化		金	額
段階	対象者	改正案	現行
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給 者で市民税非課税世帯の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税 年金収入額及び合計所得金額の合計額が	20, 520 円	25, 650 円
	80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税 年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80万円超120万円以下の人	30,780円	39, 330 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階 に該当しない人	47,880円	49, 590 円

2 附則に関する事項

(1) 施行期日等

この条例(案)は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであること。(附則第1項)

(2) 適用区分

1は、令和2年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例によるものであること。 (附則第2項)

泉大津市介護保険条例新旧対照表

改 正 案

現 行

(保険料率)

第4条 (略)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険 者についての保険料の減額賦課に係 る<u>令和2年度</u>における保険料率は、 同号の規定にかかわらず、<u>20,5</u> 20円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲 げる第1号被保険者についての保険 料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>にお ける保険料率について準用する。こ の場合において、前項中「<u>20</u>, <u>5</u> <u>20円</u>」とあるのは、「<u>30</u>, <u>78</u> <u>0円</u>」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に 掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>に おける保険料率について準用する。 この場合において、第2項中「<u>2</u> <u>0,520円</u>」とあるのは、「<u>4</u> <u>7,880円</u>」と読み替えるものと する。

(保険料率)

第4条 (略)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険 者についての保険料の減額賦課に係 る<u>令和元年度及び令和2年度の各年</u> 度における保険料率は、同号の規定 にかかわらず、<u>25,650円</u>とす る。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲 げる第1号被保険者についての保険 料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u> <u>令和2年度の各年度</u>における保険料 率について準用する。この場合にお いて、前項中「<u>25,650円</u>」と あるのは、「<u>39,330円</u>」と読 み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に 掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及</u> び令和2年度の各年度における保険 料率について準用する。この場合に おいて、第2項中「<u>25,650</u> 円」とあるのは、「<u>49,590</u> 円」と読み替えるものとする。

議案第32号

泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約締結の件

泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- 1 契約金額 1,081,087,700円
- 2 契約の相手方 所 在 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号名 称 栗本建設工業株式会社代表取締役 吉 本 昇

(参 考)

工事概要 条南小学校校舎棟改修工事一式 (内部改修、建具改修、外壁改修、屋上防水改修、エレベーター設置、 電気設備改修、機械設備改修)

工 事 請 負 仮 契 約 書(概要)

1 工 事 名 泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事

2 工事場所 泉大津市宮町9番1号

3 工 期 市議会で議決された日から令和5年1月31日まで

4 請負代金額 ¥1,081,087,700-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥98, 280, 700-

5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第1

14条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又

は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者栗本建設工業株式会社は、工事 請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和2年6月1日

発注者 泉大津市

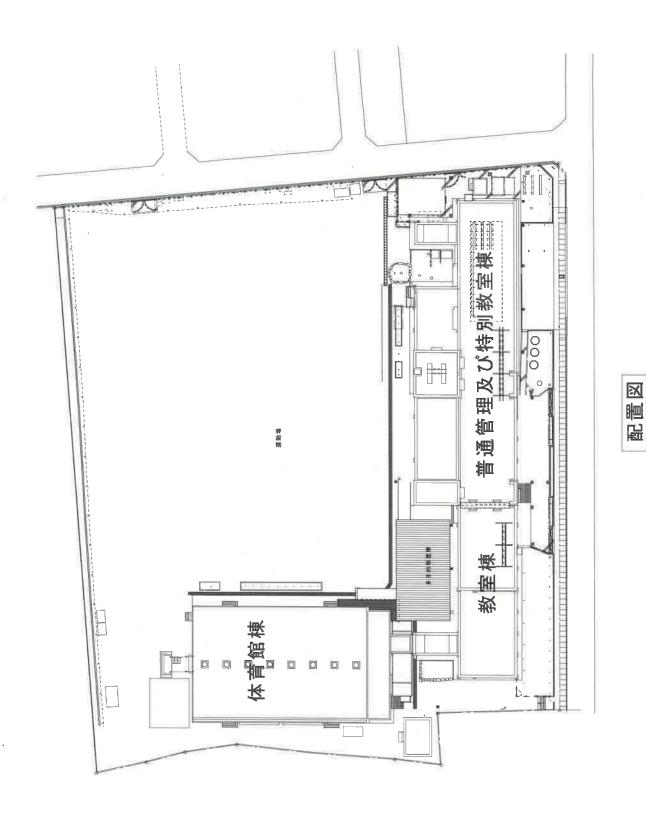
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

請負者 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

栗本建設工業株式会社

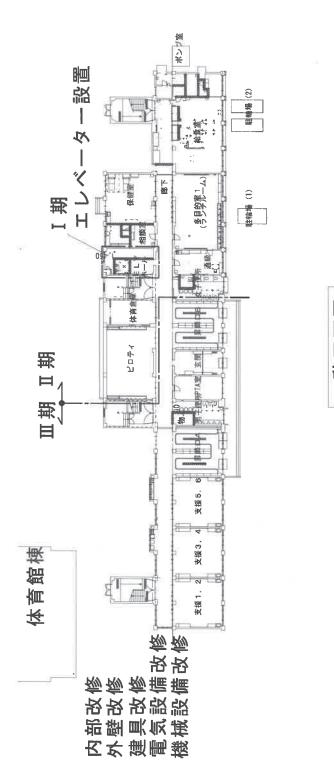
代表取締役 吉 本 昇

EI



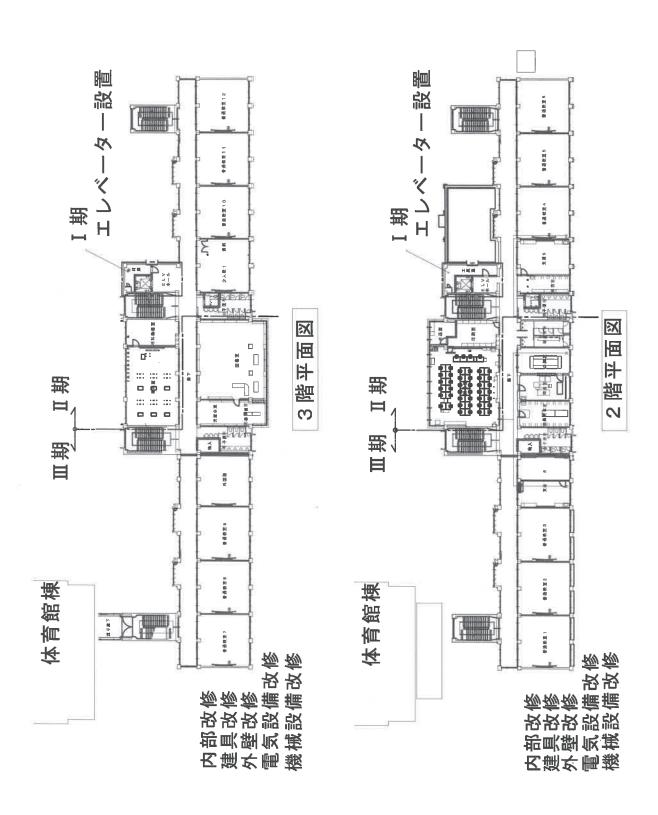






1 階平面図





泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事

泉大津市立条南小学校校舎棟長寿命化改良工事

議案第33号

動産買入れの件

一般家庭ごみ収集等に係る指定ごみ袋を次のとおり買い入れたいので、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例 第6号)第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 買入れ額 17,195,750円

2 買入れ先 所 在 貝塚市鳥羽289番地

名 称 株式会社朝陽

代表取締役 南京 博

物品売買単価仮契約書 (概要)

1 件名(品名) 泉大津市一般家庭ごみ指定袋購入

2 納入期限 令和3年3月31日

3 単価契約金額 一般家庭ごみ指定袋(450) 8.0円

(予定数量776,500枚)

一般家庭ごみ指定袋(30ℓ) 6.0円

(予定数量852,000枚)

一般家庭ごみ指定袋(150) 4.25円

(予定数量727,000枚)

一般家庭ごみ指定袋 (7.50) 3.9円

(予定数量312,500枚)

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

4 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第

114条(契約金額の100分の10に相当する額以上)

又は第116条の規定による。

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社朝陽は、物品売 買単価仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第3条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和2年4月24日

発注者 泉大津市

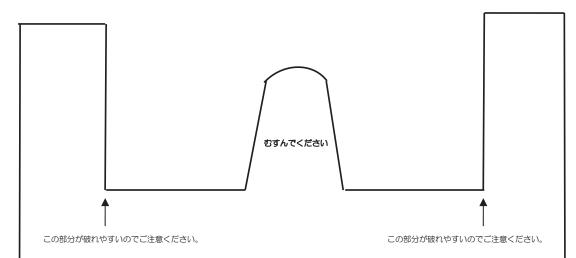
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 貝塚市鳥羽289番地

株式会社朝陽

代表取締役 南 京 博

(EII)



泉大津市指定袋

【家庭用●袋●●沉】

可燃ごみ専用袋

Burnable garbage 可燃垃圾 가연성 쓰레기

- ◎燃えるごみ以外は入れないでください。
- ◎ごみは正しく分別し、決められた日に出してください。
- ◎生ごみは、よく水分を切って出してください。
- ◎とがった物などを入れると袋が破れる場合がありますので ご注意ください。
- ◎袋の口は、しっかり結んでください。
- ◎この袋は、商店や事業所から出るごみには使用できません。

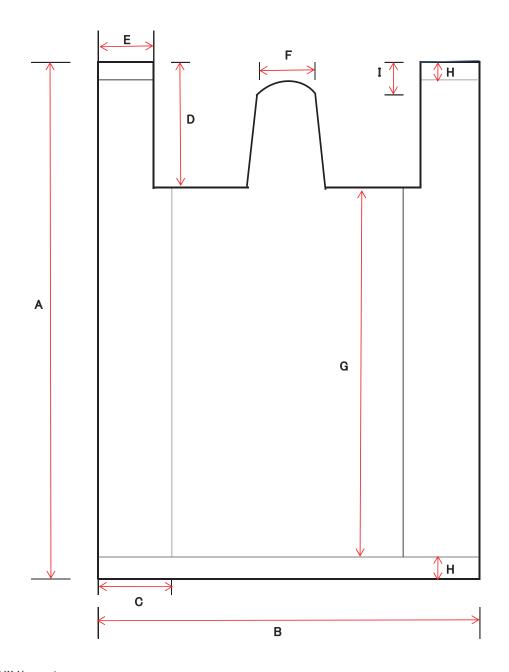


izumiotsu

広告欄	広告欄
広告欄	広告欄
広告欄	広告欄
広告欄	広告欄

泉大津市では、市の自主財源の確保を目的に、指定ごみ袋に有料で広告を掲載しています。 「混ぜればごみ 分ければ資源」 MADE IN JAPAN

- ※ デザインは、各大きさとも同様(広告欄を除く。)とする。
- ※ ●●ℓ表示は、それぞれの大きさによる表示とする。
- ※ ベロ部分(むすんでください)は縦書きでも可能とする。



(単位:mm)

	Α	В	С	D	E	F	G	Н	I
45リットル	800	450	100	180	70	50	605	-	30~35mm程度を目安とし、袋のベロの部分も一緒に圧着しないよう注意すること。
30リットル	700	400	85	150	60	50	535		
15リットル	550	320	75	135	50	50	400		
7.5リットル	440	255	65	125	40	40	300		

取出口

ここから1枚ずつ取り出せます。

泉大津市



家庭用可燃ごみ指定袋



Burnable garbage 可燃垃圾 가연성 쓰레기

※この袋は、商店や事業所から出るごみには使用できません。

●●●円(10枚入)

【取扱上の注意】

警告 ●この袋は、乳幼児や子供にとって窒息な どの危険が伴うものです。

危険

乳幼児や子供の手の届くところに置か ないでください。

- 注 意 ●可燃物ですので、火のそばに置かないで ください。
 - ●突起物のあるものを入れると材質上や ぶれることがありますのでご注意くださ い。
 - ●無害ですが食品包装には使用しないで ください。
 - ●摩擦により衣服に色がつく場合があり ますのでこすらないようにしてください。

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂 ポリエチレン

耐冷温度 一30度

寸法外形 ●●●×●●ミリメートル

厚 さ 0.03 ミリメートル

表示者 泉大津市

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725 (33) 1131

JANコード



PE

MADE IN JAPAN

議案第34号

動産買入れの件

泉大津市立小・中学校に配置する学習者用タブレットを次のとおり買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 買入れ額 90,253,680円

2 買入れ先 所 在 大阪市中央区和泉町二丁目2番2号

名 称 株式会社内田洋行大阪支店

取締役専務執行役員支店長 秋 山 慎 吾

物品壳買仮契約書 (概要)

1 件名(品名) 泉大津市学習者用タブレット購入

2 数 量 2,011台

3 納入期限 令和2年7月1日

4 納入場所 泉大津市河原町3番7号外

5 契約金額 ¥90,253,680-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥8, 204, 880-

6 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第

114条(契約金額の100分の10に相当する額以上)

又は第116条の規定による。

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社内田洋行大阪支店は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第3条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和2年4月24日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 大阪市中央区和泉町二丁目2番2号 株式会社内田洋行大阪支店

取締役専務執行役員支店長 秋 山 慎 吾 印

議案第35号

本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、本市の 区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

場 が	ŕ	泉大津市夕凪町21番地先
面積	出	51,426.86平方メートル
備考	Š.	別図の斜線で示す区域

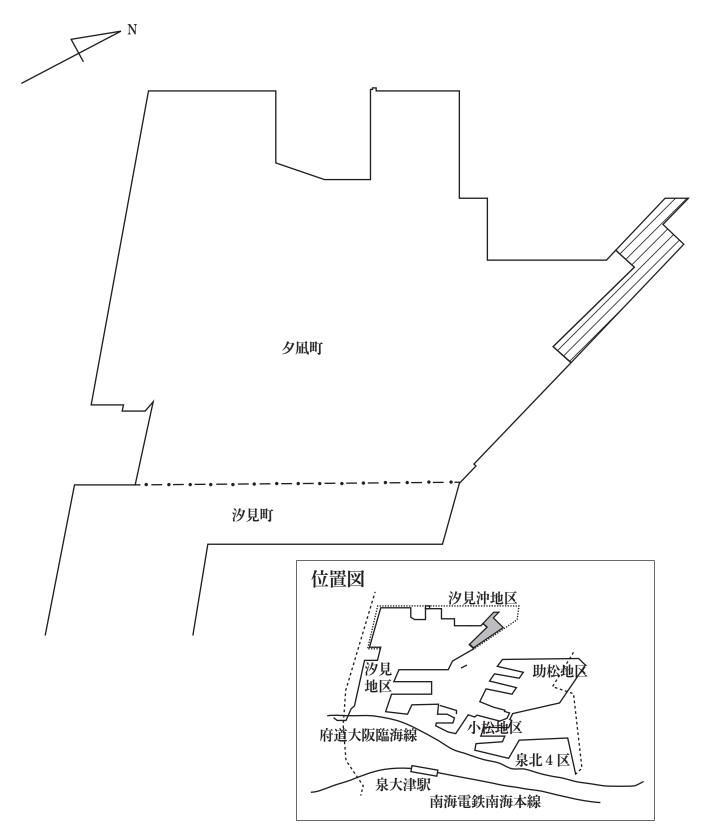
理 由

公有水面の埋立てにより、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認する必要がある。

これが、この案を提出する理由である。

別図

I	新たに生じた土地
例	 町界



議案第36号

町区域の一部変更の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、町区域の一部を変更する。

令和2年6月17日提出

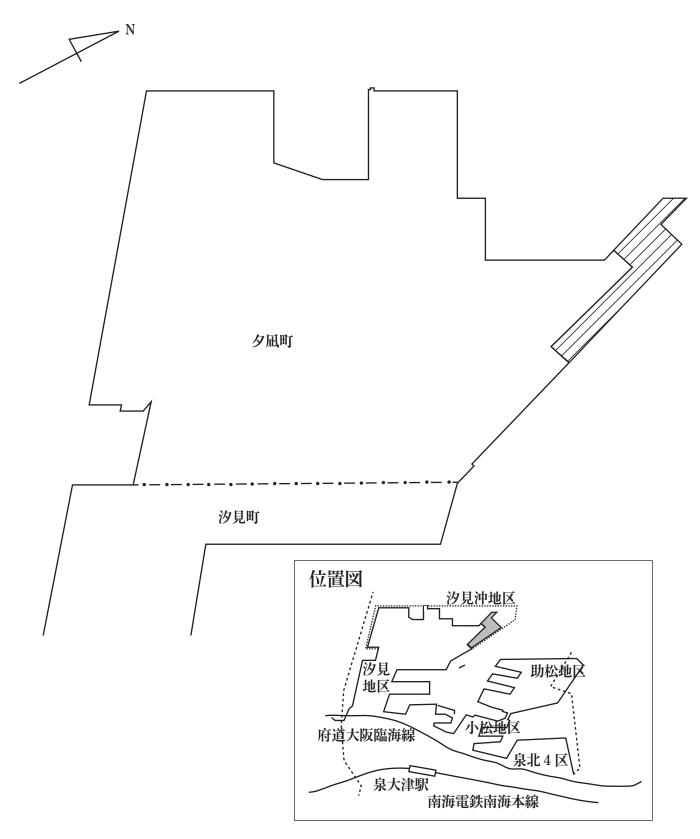
泉大津市長 南 出 賢 一

記

公有水面の埋立てによってあらたに生じた別図の斜線で示す区域を、夕凪町の区域に編入する。

別図

I		編入する区域
例		町界



議案第37号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する 協議の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理由

地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約(案)

大阪広域水道企業団規約(平成22年11月2日大阪府知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第2中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

大阪広域水道企業団規約新旧対照表

変 更 案	現 行
別表第2(第3条関係) 藤井寺市、泉南市、四條畷市、 大阪狭山市、阪南市、豊能町、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第2(第3条関係) <u>泉南市</u> 、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

(補正第3号)

議案第38号

令和2年度泉大津市一般会計補正予算

令和2年度泉大津市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428,026千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,609,613千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		13, 497, 785	156, 114	13, 653, 899
	1 国庫負担金	4, 979, 990	28, 048	5, 008, 038
	2 国庫補助金	8, 496, 087	128, 066	8, 624, 153
15 府支出金		2, 171, 041	26, 319	2, 197, 360
	1 府負担金	1, 526, 285	11, 279	1, 537, 564
	2 府補助金	494, 677	15, 040	509, 717
18 繰入金		1, 533, 753	236, 517	1, 770, 270
	1 基金繰入金	1, 506, 022	236, 517	1, 742, 539
20 諸収入		479, 154	9, 076	488, 230
	5 雑入	412, 882	9, 076	421, 958
歳入	合 計	38, 181, 587	428, 026	38, 609, 613

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		267, 350	△4, 445	262, 905
	1 議会費	267, 350	△4, 445	262, 905
2 総務費		10, 001, 639	16, 503	10, 018, 142
	1 総務管理費	9, 314, 189	10, 893	9, 325, 082
	4 戸籍住民登録費	245, 181	5, 610	250, 791
3 民生費		13, 756, 902	64, 038	13, 820, 940
	1 社会福祉費	5, 005, 174	64, 038	5, 069, 212
6 商工費		269, 414	150, 000	419, 414
	1 商工費	269, 414	150, 000	419, 414
9 教育費		3, 610, 545	201, 930	3, 812, 475
	1 教育総務費	630, 943	6, 362	637, 305
	2 小学校費	1, 179, 793	129, 345	1, 309, 138
	3 中学校費	328, 778	64, 426	393, 204
	6 保健体育費	113, 328	1, 797	115, 125
歳 出	合 計	38, 181, 587	428, 026	38, 609, 613

(補正第3号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

歳入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	13, 497, 785
15 府支出金	2, 171, 041
18 繰入金	1, 533, 753
20 諸収入	479, 154
歳 入 合 計	38, 181, 587

事 項 別 明 細 書

補	正額		計
	156	3, 114	13, 653, 899
	2 6	3, 319	2, 197, 360
	236	5, 517	1, 770, 270
	ç	0, 076	488, 230
	4 2 8	3, 026	38, 609, 613

歳 出

		茅	*		補正前の額	補 正 額
1 議会費					267, 350	△4, 445
2 総務費					10, 001, 639	16, 503
3 民生費					13, 756, 902	64, 038
6 商工費					269, 414	150, 000
9 教育費					3, 610, 545	201, 930
	歳	出	合	計	38, 181, 587	428, 026

(単位:千円)

	補	正 額	の	財	源	内	訳	
計	特	定	財	源			般財	源
	国府支出金	地方	債	その	他		加文 兒	似 尔
262, 905							Δ	4, 445
10, 018, 142	11, 788				2,000		:	2, 715
13, 820, 940	50, 927						1	3, 111
419, 414							15	0,000
3, 812, 475	119, 718				7, 076		7	5, 136
38, 609, 613	182, 433				9, 076		23	6, 517

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
13, 497, 785	156, 114	13, 653, 899

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額]
1 民生費国庫負担金	4, 957, 013	28, 048	4, 985, 061
計	4, 979, 990	28, 048	5, 008, 038

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	7, 589, 292	11, 788	7, 601, 080
6 教育費国庫補助金	52, 882	116, 278	169, 160
≅ +	8, 496, 087	128, 066	8, 624, 153

節		3H HH
区 分	金 額	· 説 明
1 社会福祉費負担金	5, 489	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
5 介護保険事業費負担金	22, 559	低所得者保険料軽減負担金

節		#
区 分	金 額	· 説 明
1 総務管理費補助金	11, 788	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 8,908 マイナポイント事業費補助金 2,880
1 小学校費補助金	74, 835	教育用パソコン整備補助金
2 中学校費補助金	40, 545	教育用パソコン整備補助金
4 保健体育費補助金	898	感染症対策支援補助金

補正前	補 正 額	計
千円	千円	千円
2,171,041	26,319	2, 197, 360

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費府負担金	1, 514, 797	11, 279	1, 526, 076
計	1, 526, 285	11, 279	1, 537, 564

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	}
2 民生費府補助金	424, 968	11, 600	436, 568
8 教育費府補助金	40, 396	3, 440	43, 836
∄ †	494, 677	15, 040	509, 717

補正前	補 正 額	計
千円	千円	千円
1, 533, 753	236, 517	1, 770, 270

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	632, 615	236, 517	869, 132
計	1, 506, 022	236, 517	1, 742, 539

節			= 11 □H
区 分	金	額	· 説 明
6 介護保険事業費負担金		11, 279	低所得者保険料軽減負担金

節		説明
区 分	金 額	一
1 社会福祉費補助金	11,600	大阪府特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービ ス支援事業補助金
1 教育総務費補助金	3, 440	GIGAスクールサポーター配置事業補助金

節		#
区 分	金 額	· 説 明
1 財政調整基金繰入	236, 517	財政調整基金繰入金

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
479, 154	9, 076	488, 230

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	412, 882	9, 076	421, 958
計	412, 882	9, 076	421, 958

節				±74 HH	
区	分	金	額	説明	
1 雑入			9, 076	コミュニティ活動助成金(地域防災組織育成) 学校臨時休業対策費補助金	2, 000 7, 076

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
267, 350	△4, 445	262, 905

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財 源 内 源 その他	訳 一般財源
1 議会費	267, 350	△4, 445	262, 905				△4, 445
計	267, 350	△4, 445	262, 905				△4, 445

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
10, 001, 639	16, 503	10, 018, 142

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

				本	年度の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/4XX1 W1
1 一般管理費	1, 269, 683	5, 199	1, 274, 882	6, 290			△1,091
11 災害対策費	15, 208	5, 694	20, 902			2,000	3, 694
II XUXXX	10,200	3,551	20,002			2,000	0,001
計	9, 314, 189	10, 893	9, 325, 082	6, 290		2,000	2, 603

質	5		ij	说 明		<u>, </u>
区分	金 額	事 業 別 🛭	区 分	内	訳	
1 報酬	△4, 445	2 議員人件費	△4, 445	1 報酬 議員報酬		△4, 445

質	<u>ក</u>	説明	
区分	金 額	事業別区分 内 訳	
2 給料 12 委託料	△1, 091 6, 290	1 人件費 △1,091 2 給料 特別職給	△1,091
		6 電算処理事業 6,290 12 委託料 社会保障・税番号制度システム整備委託	6, 290
		料	3, 410
		マイナポイント設定支援委託料	2, 880
10 需用費 17 備品購入費 18 負担金、補	3, 500 194 2, 000	1 災害対策事業 194 17 備品購入費 器具購入費	194
助及び交付金	2,000	3 自主防災組織活動支 18 負担金、補助及び交付金 援事業 2,000 自主防災組織活動助成金	2, 000
		5 災害対策用備蓄物資 整備事業 3,500 消耗品費	3, 500

(項) 4 戸籍住民登録費

Ħ	補正前の額	補正額	計	本 特	年度の 定財		訳
目	畑上川の領	補正額	ĦΓ	国府支出金	地方債	源 その他	一般財源
1 戸籍住民登 録 費	245, 181	5, 610	250, 791	5, 498			112
計	245, 181	5, 610	250, 791	5, 498			112

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
13, 756, 902	64, 038	13, 820, 940

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特 国府支出金	定 財 地 方 債	源その他	一般財源
1 社会福祉総務費	311, 166	7, 319	318, 485	5, 489			1,830
3 老人福祉費	2, 112, 033	45, 119	2, 157, 152	33, 838			11, 281
9 障がい者総合支援費	2, 200, 579	11, 600	2, 212, 179	11, 600			
} 	5, 005, 174	64, 038	5, 069, 212	50, 927			13, 111

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
269, 414	150, 000	419, 414

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特		源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	70人分145年
2 商工業振興費	217, 560	150, 000	367, 560				150, 000
計	269, 414	150, 000	419, 414				150, 000

節	5	説明	(1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	金 額	事業別区分 内 訳	
12 委託料	5, 610	2 戸籍事務事業 5,610 12 委託料 戸籍システム保守点検委託料	5, 610

節	i	説明	
区分	金 額	事業別区分 内 訳	
19 扶助費	7, 319	13 生活困窮者自立支援 事業 7,319 住居確保給付金	7, 319
27 繰出金	45, 119	1 介護保険事業特別会 27 繰出金 計繰出金事業 45,119 対護保険事業特別会計への繰出	45, 119
19 扶助費	11, 600	1 障がい者総合支援給 19 扶助費 付事業 11,600 障がい者総合支援給付費	11, 600

質	j		Ī	说 明	
区分	金 額	事業別	区 分	内 訳	
18 負担金、補 助及び交付 金	150, 000	1 産業振興対策事業	150, 000	18 負担金、補助及び交付金 緊急経済対策事業補助金	150, 000

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
3, 610, 545	201, 930	3, 812, 475

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

				本		財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地 方 債	その他	州文外J 10家
2 事務局費	357, 709	△518	357, 191				△518
3 教育支援セ ンター費	62, 990	6, 880	69, 870	3, 440			3, 440
計	630, 943	6, 362	637, 305	3, 440			2, 922

(項) 2 小学校費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	700714
1 学校管理費	1, 113, 861	121, 711	1, 235, 572	74, 835		7, 076	39, 800
2 教育振興費	55, 149	7, 634	62, 783				7, 634
-11							
計	1, 179, 793	129, 345	1, 309, 138	74, 835		7, 076	47, 434

(項) 3 中学校費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/IX.X-1 1//
1 学校管理費	287, 360	60, 795	348, 155	40, 545			20, 250
2 教育振興費	41, 418	3, 631	45, 049				3, 631
計	328, 778	64, 426	393, 204	40, 545			23, 881
			,				

			<u> </u>
節	5	説明	
区分	金 額	事業別区分 内 訳	
2 給料	△518	1 人件費 △518 2 給料 特別職給	△518
12 委託料	6, 880	7 情報環境整備事業 (12 委託料 教育政策課) 6,880 I C T 支援員派遣業務委託料	6, 880

質	i	説明	
区分	金 額	事業別区分 内 訳	
17 備品購入費 21 補償、補填 及び賠償金	112, 275 9, 436	5 小学校給食事業 9,436 21 補償、補填及び賠償金 補償費	9, 436
及い阳俱並		6 小学校教材整備事 業 112,275 校用器具費	112, 275
18 負担金、補 助及び交付 金	7, 634	2 小学校就学援助事業 7,634 18 負担金、補助及び交付金 就学援助費	7, 634

節	i	説明	
区分	金 額	事業別区分 内 訳	
17 備品購入費	60, 795	3 中学校教材整備事業 60,795 17 備品購入費 校用器具費	60, 795
18 負担金、補 助及び交付 金	3, 631	2 中学校就学援助事業 3,631 18 負担金、補助及び交付金 就学援助費	3, 631

(項) 6 保健体育費

				本	, ,,,		訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/IXXIIVR
1 保健体育総務費	42, 279	1, 797	44, 076	898			899
計	113, 328	1, 797	115, 125	898			899

(単位:千円)

節	i	説明	
区 分	金 額	事業別区分 内	訳
10 需用費	1, 797	1 児童等健康管理事業 (教育政策課) 1,797 消耗品費	1, 797

特別職

				給		与			費			
	区	分	職員数			期末手当		その他の		共 済 費	合 計	備考
				報酬	給 料	(年間支給率分)	地域手当	手当	合 計			
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長	等	3		22,751	11,178	1,714	12,354	47,997	7,009	55,006	
補正	議	員	16	102,235		47,473			149,708	37,591	187,299	
後		の他の別職	1,083	90,450					90,450		90,450	
		計	1,102	192,685	22,751	58,651	1,714	12,354	288,155	44,600	332,755	
	長	等	3		24,360	11,178	1,714	12,354	49,606	7,009	56,615	
補正	議	員	16	106,680		47,473			154,153	37,591	191,744	
前		の他の別職	1,083	90,450					90,450		90,450	
		計	1,102	197,130	24,360	58,651	1,714	12,354	294,209	44,600	338,809	
	長	等			△ 1,609				△ 1,609		△ 1,609	
比	議	員		△ 4 , 445					△ 4 , 445		△ 4,445	
較		か他の別職										
		計		△ 4,445	△ 1,609				△ 6,054		△ 6,054	

(補正第1号)

議案第39号

令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

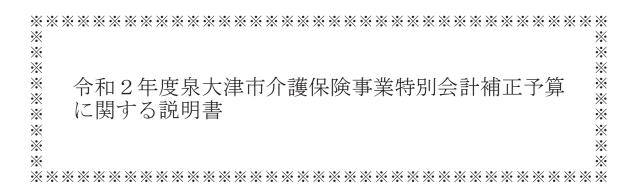
令和2年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		1, 140, 723	△45, 119	1, 095, 604
	1 介護保険料	1, 140, 723	△45, 119	1, 095, 604
6 繰入金		948, 955	45, 119	994, 074
	1 一般会計繰入金	898, 955	45, 119	944, 074
歳入	合 計	5, 538, 242	0	5, 538, 242



(補正第1号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

歳 入

款	補 正 前 の 額
1 介護保険料	1, 140, 723
6 繰入金	948, 955
歳 入 合 計	5, 538, 242

事 項 別 明 細 書

(単位:千円)

補 正 額	∄ †
△45, 119	1, 095, 604
45, 119	994,074
0	5, 538, 242

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
1, 140, 723	△45 , 119	1, 095, 604

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1, 140, 723	△45, 119	1, 095, 604
計	1, 140, 723	△45, 119	1, 095, 604

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
948, 955	45, 119	994, 074
	千円	千円 千円

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4 低所得者保険料軽減繰入金	61, 705	45, 119	106, 824
計	898, 955	45, 119	944, 074

(単位:千円)

節		
区 分	金 額	説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 特別徵収現年分	△37, 448	現年分
2 普通徵収現年分	△7, 671	現年分

節		
区 分	金 額	説明
1 低所得者保険料軽減繰入金	45, 119	現年度分